

平成 1 9 事業年度

〔 自 平成 19 年 4 月 1 日  
至 平成 20 年 3 月 31 日 〕

第 3 期

事業計画

日本郵政株式会社

当社は、平成 19 事業年度においては、準備期間（平成 19 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日まで）中は同年 10 月 1 日の民営化の実現に向けての準備企画会社として事業経営を行い、民営化以後（同年 10 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで）は持株会社として事業経営を行うことから、事業計画を次のとおり準備期間と民営化以後の別に定める。

## I 準備期間（平成 19 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日まで）

当社は、平成 19 年 10 月 1 日の民営化の実施を確実なものにするため、準備期間においては、日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画（以下「実施計画」という。）の作成及び認可申請並びに郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の 2 承継会社の設立を行うほか、日本郵政公社の職員が結成し、又は加入する労働組合との間での労働協約についての交渉及び締結、情報システムの整備などの準備作業を進め、今後、各承継会社等の業務が適切に行われるよう、また、全国のお客様により良い魅力的なサービスを提供できるよう努める。

この際、これまでの国会におけるご審議、内閣総理大臣及び総務大臣からの指示並びに郵政民営化委員会が示した所見を踏まえるとともに、日本郵政公社と十分な意思疎通を図る。

準備期間においては、以上の考え方を踏まえ、次の事項に重点をおいて事業経営を行うこととし、その遂行に当たっては経営環境の変化に即応しつつ弾力的に行う。

### 1 実施計画の作成及び認可申請

実施計画の作成に当たっては、「日本郵政公社の業務等の承継に関する基本計画」（以下「基本計画」という。）及び「日本郵政公社の業務等の承継に係る実施計画に関する命令」並びに「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画の骨格」を踏まえ、以下の(1)から(4)までの事項等に関して、平成 19 年 4 月 30 日までに内閣総理大臣及び総務大臣に実施計画の認可申請を行う。

- (1) 承継会社等に引き継がせる業務その他の機能の種類及び範囲に関する事項
- (2) 承継会社等に承継させる資産、債務並びにその他の権利及び義務に関する事項
- (3) 承継会社に引き継がせる職員に関する事項
- (4) その他承継会社等への業務等の適正かつ円滑な承継に関する事項

## 2 承継会社の発足準備

郵政民営化関連法令及び基本計画に示された枠組み等に基づき、承継会社の運営の仕組みや経営方針の検討、関係省庁への認可の申請、定款の変更、株式会社ゆうちょへの出資等、円滑な発足に向けての準備等を行う。

## 3 労働協約についての交渉及び締結

郵政民営化法において、当社は、日本郵政公社の職員が結成し、又は加入する労働組合と承継職員の労働条件その他に関する労働協約を締結するための交渉をし、及び承継労働協約を締結することができること、また、承継職員の労働条件を定めようとするときは、日本郵政公社の職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に配慮することとされていることから、これらに関して、労働協約の締結に向け、円滑な交渉を行う。

## 4 その他

### (1) 株式の処分についての検討

郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の上場を早期に実施するための具体的措置の検討並びに自社株式の早期上場及び政府による処分を可能とするための準備を行う。

### (2) 出資金の確実かつ有利な運用

当社は出資金について、当社が民営化時に日本郵政公社の資産を承継することも踏まえて、確実かつ有利な方法によりこれを運用するとともに、経費執行の効率化に努め、公正・適正な財務処理を実施する。

## II 民営化以後(平成19年10月1日から平成20年3月31日まで)

当社は、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社(以下「事業子会社」という。)の経営の基本方針の策定及びその実施の確保を行うなど株主としての権利の行使を行うとともに、グループ各社が個別に実施するよりもグループ内で1ヶ所に集約したほうが効率的な実施が見込まれる間接業務を事業子会社等から受託して実施することにより事業子会社等の業務を支援するほか、病院及び宿泊施設の運営等を行うことにより、これまで公の機関として培った安心、信頼を礎として、民間企業としての創造性、効率性を最大限発揮し、お客様の期待に応えお客様の満足を高めお客様とともに成長することができるよう、また、経営の透明性を自ら求め、規律を守り、社会と地域の発展に貢献できるよう努める。

民営化以後においては、以上の考え方を踏まえ、次の事項に重点をおいて事業経営を行うこととし、その遂行に当たっては経営環境の変化に即応しつつ弾力的に行う。

## 1 事業子会社の経営の基本方針の策定及びその実施の確保等

郵便事業株式会社及び郵便局株式会社に対しては、郵便の全国一律サービス及び郵便局ネットワークの維持等に向け、また、郵便貯金銀行及び郵便保険会社に対しては、遅くとも民営化後4年目、可能であれば民営化後3年目の上場等に向け、事業子会社の経営の基本方針の策定及びその実施の確保等を行う。

具体的には、事業子会社に対し、経営の重要事項に関してグループ基本方針を定めてその遵守を求め、グループ全体に重大な影響を与える事項や経営の透明性確保に必要な事項については当社の個別の承認または報告を求めること等により、グループ経営管理を行う。

## 2 事業子会社の業務支援

グループ各社が個別に実施するよりもグループ内で1ヶ所に集約したほうが効率的な実施が見込まれる間接業務を事業子会社等から受託して実施することにより、事業子会社等の業務を支援するとともにグループの経営効率の向上を図る。具体的には、以下の間接業務を事業子会社等から受託して実施する。

### (1) 電気通信役務及び情報処理サービスの提供

当社が保有する電気通信設備を用いた事業子会社及び「郵便窓口業務の委託等に関する法律」(昭和24年法律第213号)第4条の規定により郵便局株式会社が同法第3条第1項に規定する委託業務の範囲内で業務を再委託した者への電気通信役務の提供及び情報処理システムを用いた情報処理サービスの提供を行う。

### (2) 人事及び経理に関する業務

事業子会社の役職員の給与、各種手当の計算等並びに収入事務(請求書の作成・発送依頼、口座振替依頼、債権データの消込)及び支出事務(払出証書の作成・発送依頼、口座振替依頼、支払案内の作成・発送依頼、債務データの消込)を行う。

### (3) 福利厚生に関する業務

事業子会社及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の役職員等に対し、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)の規定等に基づく健康管理業務及びレクリエーション施設提供業務を行う。

### (4) 不動産の管理等に関する業務

事業子会社等が現に所有又は賃貸するか、若しくは将来所有又は賃貸すること

となる土地、建物等不動産及び当該不動産に附属する設備等に関し、管理、整備計画、運営維持、設計・工事監理又は売買・賃貸借等の業務の支援等を行う。

#### (5) 人材派遣・紹介の業務

人材派遣・紹介業務を行う子会社を通じて、事業子会社に勤務する非常勤職員の募集・採用を行い事業子会社へ紹介する業務及びグループの退職者を中心としてグループ各社等へ人材派遣を行う業務を行う。

### 3 病院の運営

逋信病院を企業立病院として運営し、各病院の経営改善に取り組む。外部専門家による指導の下、経営改善の進捗状況を管理し、地域医療連携の強化等により増収対策に取り組むとともに、委託契約見直しによる経費節減を行う。医療サービスの一層の向上、患者満足度の向上、経営の効率化、内部統制の徹底等を推進する。

### 4 宿泊施設の運営

旧郵便貯金周知宣伝施設（メルパルク等、民営化時には 11 箇所と見込まれる）及び旧簡易保険加入者福祉施設（かんぽの宿等、民営化時には 71 箇所と見込まれる）は日本郵政株式会社法附則第 2 条第 1 項の規定により、平成 24 年 9 月 30 日まで（民営化後 5 年以内）にすべて譲渡または廃止することとされており、それまでの期間の運営を行う。関係機関等と調整を図り、施設の円滑な譲渡に向けた取組を行うが、運営期間中は顧客満足度の向上に努め、客室稼働率、宿泊利用単価の向上により収入の改善を図る。増収に向けた取組と同時に、業務委託の仕様見直し等により効率化を着実に推進する。

### 5 旧日本郵政公社の残務処理

旧日本郵政公社の最終事業年度に係る財務諸表及び事業報告書の作成など、旧日本郵政公社に係る残務の処理を行う。

別 添            資金計画書

                  収支予算書

## ■資金計画書(準備期間)

平成19事業年度(準備期間)の資金計画書は下記のとおりである。

単位：百万円

科 目	金 額
収入の部	
前期繰越金	1,800
受取利息	2,160
合 計	3,960
支出の部	
人件費	1,034
社屋賃借関係費	189
コンサル委託料	1,654
事務機器等費用	25
その他管理費	783
法人税等	—
次期繰越金	271
合 計	3,960

### ■収支予算書(準備期間)

平成19事業年度(準備期間)の収支予算書は下記のとおりである。

単位：百万円

科 目	金 額
経常損益の部	
(営業損益の部)	
1. 営業収益	—
2. 営業費用	3,966
役員報酬等	114
給与手当等	920
賞与・退職給付引当金繰入	260
社屋賃借関係費	189
事務機器等費用	25
コンサル委託料	1,654
租税公課	219
減価償却費	17
その他管理費	564
営業利益	△ 3,966
(営業外損益の部)	
1. 営業外収益	2,339
受取利息	2,339
2. 営業外費用	—
経常利益	△ 1,627
特別損益の部	
1. 特別利益	—
2. 特別損失	—
税引前当期純利益	△ 1,627
法人税、住民税及び事業税	—
法人税等調整額	—
当期純利益	△ 1,627

## ■資金計画書(民営化以後)

平成19事業年度(民営化以後)の資金計画書は下記のとおりである。

単位：億円

科 目	金 額
収入の部	
開始現金	1,250
収入	1,320
貯金旧勘定交付金	511
経営管理料	95
間接業務手数料	370
宿泊事業収入	196
医事収入	126
その他収入	21
借入金	500
合 計	3,070
支出の部	
支出	3,028
人件費	1,316
物件費	1,662
租税公課等	49
次期繰越金	41
合 計	3,070



■収支予算書(民営化以後)

平成19事業年度(民営化以後)の収支予算書は下記のとおりである。

単位：億円

科 目	金 額
1. 経常収益	1,407
貯金旧勘定交付金	511
経営管理料	109
間接業務手数料	430
宿泊事業収入	206
医事収入	129
その他収入	21
2. 経常費用	1,280
人件費	298
物件費	759
減価償却費	172
租税公課等	49
経常利益	127
税引前当期純利益	127
当期純利益	127